

(2) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、法律上県の義務に属する医療事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

平成19年4月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する医療事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

東伯郡北栄町 個人

2 和解の要旨

県は、損害賠償金862,678円を支払うものとする。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

平成17年6月30日

(2) 事故発生場所

鳥取県立厚生病院

(3) 事故の状況

鳥取県立厚生病院所属の医師が和解の相手方に行った膣式単純子宮全摘出・膣形成手術に起因して、左尿管通過障害を引き起こしたものである。